

記者発表資料

提供年月日：平成 21 年(2009 年)11 月 20 日

部局名：県民文化生活部

所属名：県民文化課

担当者名：関・木村

内 線：4631

電 話：077-528-4631

E-mail：ck00@pref.shiga.lg.jp

【成安造形大学】

部局名：研究支援部門

附属芸術文化交流センター担当

担当者名：竜田

電 話：077-574-2118

E-mail：sankangaku@seian.ac.jp

滋賀県と成安造形大学との連携により 「文化で滋賀を元気に！」プロジェクトのシンボルマークを作成しました

滋賀県では、「滋賀県文化振興条例」(平成 21 年 7 月 23 日施行)の制定を機に、文化に触れ、楽しみ、参加することを通じて人々が元気になり、地域社会の活性化や魅力ある滋賀をつくりあげていくための取り組みを進めることとしています。

今年度は、文化庁「地域文化芸術振興プラン推進事業」の採択を受け、「文化で滋賀を元気に！キックオフ・プラン」を展開し、文化振興条例制定記念フォーラムの開催や、文化に親しんだり、体験したりしていただける、様々な事業を展開しているところですが、このプランの一環として、「文化で滋賀を元気に！」のコンセプトを表現したシンボルマークを作成することになりました。

このシンボルマークを活用することで、今後、県と県民・企業・大学・団体・自治体をはじめ幅広い主体が、それぞれの立場で「文化で滋賀を元気に！」するためのプロジェクトに参画する気運を盛り上げ、一体感を醸成することを目指しています。

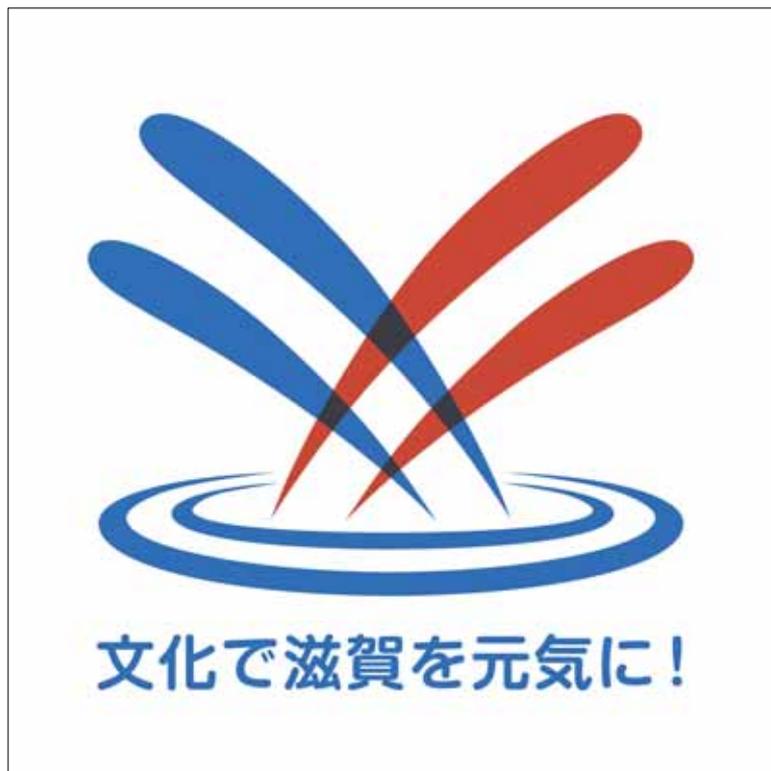
シンボルマークのデザインの検討にあたっては、永続的に使用される県の公的なマークでは初めての取り組みとして、県内で学ぶ若手芸術家の育成や、大学と行政との連携関係の構築を目的に、県内唯一の芸術系大学である成安造形大学の学生の皆さんにデザイン制作に取り組んでいただき、このたび、以下のとおり決定しました。

1. デザインおよび作者について

作 者 古野 梨絵（ふるの りえ）さん
（成安造形大学デザイン科 グラフィックデザインクラス 3年）
指導監修 岩村 隆昭（いわむら たかあき）教授

グラフィックデザインクラス（31名）の学生が制作したデザイン 51 作品の中から、第 1 次選考で 5 作品を選定し、さらにその中から第 2 次選考を行い、古野さんの作品を、シンボルマークとすることに決定した。

シンボルマーク採用デザイン（第2次選考作品）



古野 梨絵 さん
(ふるの りえ)

< 作者の制作コンセプト >

水源豊かな滋賀の象徴とも言える「水」が、水面で飛び跳ねているイメージを使い、元気のいい滋賀を表現。色は滋賀をイメージさせる水色と、伝統・歴史・文化をイメージした赤茶色を使用している。今までは主に個人の楽しみであった文化が、今コミュニケーションツールとして使われているという点から、古典的な雰囲気ではなく、「現代らしさ」を意識し、明るい雰囲気にしている。

第1次選考作品（上記採用作品その他、以下の4点）



張 芝若 さん
(ちょう じじゃく)



永井 佑佳 さん
(ながい ゆか)



中尾 このみ さん
(なかお このみ)



村瀧 菜央子 さん
(むらたき なおこ)

全て、成安造形大学デザイン科 グラフィックデザインクラス（3年）学生の作品です

2 . 制作の主な経緯

- ・ 7月中旬
県の「文化で滋賀を元気に！キックオフ・プラン実行委員会」において、成安造形大学との連携で「文化で滋賀を元気に！」プロジェクトのシンボルマークを作成することを決定する。
- ・ 8月上旬
県と大学との協議の結果、デザイン科の 岩村隆昭 教授の指導のもと、グラフィックデザインクラス3年生(31名)が授業(グラフィックデザイン演習)の中で、制作に取り組むことを決定。
- ・ 9月15日
授業内で滋賀県担当者がマーク制作の意図、目的等について学生に説明。
(岩村先生の指導のもと、学生が各自でアイデア検討、デザイン案制作)
- ・ 9月29日
授業内で学生が自らのデザイン案をプレゼンテーション(全51作品)。
(県(県民文化課)において、第1次審査として5作品を選考)
- ・ 10月6日
第1次審査の選考結果を学生に公表
(選考作品について、岩村先生の監修により各学生がデザインをブラッシュアップ)
- ・ 10月14日
「文化で滋賀を元気に！キックオフ・プラン実行委員会」において第2次審査を行い、採用作品を決定。
(採用作品について、委員会が出た意見等を踏まえ、学生が最終ブラッシュアップを行い、デザインを確定)
- ・ 11月20日
シンボルマークを公表



学生が自ら制作したデザイン案についてプレゼンを行う様子

3 . 今後のシンボルマークの利用方法

平成21年12月23日(水・祝)に開催する文化振興条例制定記念「文化で滋賀を元気に！キックオフ・フォーラム」において、シンボルマークの披露を行う。

企業・大学・団体・自治体等が県内において「文化で滋賀を元気に！」の理念に沿った文化事業(コンサート、展覧会、講演会などの催し)を行う際に、県への申請により、ポスター・チラシ・ホームページ等においてマークを記載できるものとする。(幅広く定着し、利用いただけるよう、積極的に呼びかけを行う)

県や県立文化施設が主催する文化事業等において、シンボルマークを記載する。



記者発表



左：岩村隆昭教授 右：古野梨絵さん